

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	生活保護事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊中市長

公表日

令和6年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護事務
②事務の概要	<p>市は、生活保護法(昭和25年法律第144号)及び昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護事務を行っている。</p> <p>生活保護システムは、この目的を果たすため、保護開始・廃止の決定、保護費の支給、医療・介護等の現物支給、ケースワークの実施等に必要な情報を管理・運用している。</p> <p>市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>【生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携】</p> <p>豊中市福祉事務所が、オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報(医療券・調剤券情報)の提供を行う。(豊中市福祉事務所の生活保護システムまたは統合専用端末から、被保護者の資格情報、医療券・調剤券情報に関するデータを、医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区画)へ連携する。)</p> <p><委託元:豊中市福祉事務所></p> <p>①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理</p> <p>豊中市福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を実施し、豊中市福祉事務所から委託区画に連携された個人番号を含む被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。</p> <p>また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。</p> <p>②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</p> <p>・豊中市福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム(J-LIS)から本人確認情報(基本5情報等)を取得する。</p> <p>③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p> <p>・豊中市福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	<p>①生活保護システム</p> <p>②共通基盤システム(庁内連携システム)</p> <p>③団体内統合宛名システム</p> <p>④中間サーバー</p> <p>⑤住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>⑥医療保険者等向け中間サーバー等</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表第一の15の項</p> <p>・番号法第9条第2項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条</p> <p>・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条第1項(別表第1の5の項)及び第2項</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の9・10・14・16・18・20・24・26・27・28・30・31・37・38・42・50・53・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・113・116・120の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条・9条・11条・12条・13条・14条・17条・19条・20条・21条・22条・23条・24条・25条・26条の4・27条・28条・32条・33条・35条・39条・44条・47条・52条・53条・55条・58条・59条の2の2・59条の3 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項及び第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務」が含まれる項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 (医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する事項の根拠) 生活保護法第80条の4(令和6年3月1日施行)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 福祉事務所
②所属長の役職名	福祉事務所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 福祉事務所 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎1階) 電話:06-6858-2522)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月14日	I-1-② 事務の概要	市は、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護事務を行っている。生活保護システムは、この目的を果たすため、保護開始・廃止の決定、保護費の支給、医療・介護等の現物支給、ケースワークの実施等に必要情報を管理・運用している。市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。	市は、生活保護法(昭和25年法律第144号)及び昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護事務を行っている。 生活保護システムは、この目的を果たすため、保護開始・廃止の決定、保護費の支給、医療・介護等の現物支給、ケースワークの実施等に必要情報を管理・運用している。 市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。	事前	
平成28年6月14日	I-3 法令上の根拠	右の条項を追加	・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条	事後	
平成28年6月14日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法 第19条第7号 別表第二の第9・10・14・16・24・26・27・28・30・31・50・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・116・120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8・9・11・12・17・19・20・21・22・28・32・33・35・39・44・47・52・53・55条	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第9・10・14・16・20・21・24・26・27・28・30・31・38・50・53・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・116・120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8・9・11・12・14・15・17・19・20・21・22・24・27・28・32・33・35・39・44・47・52・53・55条	事前	
平成28年6月14日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年6月14日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年7月13日	I-8 問合せ	電話:06-6858-2764	電話:06-6858-2240	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月16日	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法 第9条第1項 別表第一の第15の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条第1項(別表第1の5の項)及び第2項 	事後	
平成28年9月16日	I-4-② 法令上の根拠	「2. 情報照会の根拠」に右の条項を追加	番号法 第19条第8号	事前	
平成29年6月29日	I-4-② 法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二の9・10・14・16・20・21・24・26・27・28・30・31・38・50・53・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・116・120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8・9・11・12・14・15・17・19・20・21・22・24・27・28・32・33・35・39・44・47・52・53・55条 <p>2. 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二の26の項 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 	<p>1. 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二の9・10・14・16・20・21・24・26・27・28・30・31・38・50・53・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・116・120の項 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条・9条・11条・12条・14条・15条・17条・19条・20条・21条・22条・24条・26条の4・27条・28条・32条・33条・35条・39条・44条・47条・52条・53条・55条・59条の2・59条の3 <p>2. 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二の26の項 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 	事後	
平成29年6月29日	I-7 請求先	電話:06-6858-2653	電話:06-6858-2054	事後	
平成29年6月29日	II-1 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年6月29日	II-2 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月28日	I-4-② 法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の9・10・14・16・20・21・24・26・27・28・30・31・38・50・53・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・116・120の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条・9条・11条・12条・14条・15条・17条・19条・20条・21条・22条・24条・26条の4・27条・28条・32条・33条・35条・39条・44条・47条・52条・53条・55条・59条の2・59条の3 <p>2. 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 	<p>1. 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の9・10・14・16・20・21・24・26・27・28・30・31・37・38・50・53・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・116・120の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条・9条・11条・12条・14条・15条・17条・19条・20条・21条・22条・24条・26条の4・27条・28条・32条・33条・35条・39条・44条・47条・52条・53条・55条・59条の2・59条の3 <p>2. 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 	事後	
平成30年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の9・10・14・16・20・21・24・26・27・28・30・31・37・38・50・53・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・116・120の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条・9条・11条・12条・14条・15条・17条・19条・20条・21条・22条・24条・26条の4・27条・28条・32条・33条・35条・39条・44条・47条・52条・53条・55条・59条の2・59条の3 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の9・10・14・16・18・20・21・24・26・27・28・30・31・37・38・50・53・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・116・119の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条・9条・11条・12条・13条・14条・17条・19条・20条・21条・22条・23条・24条・26条の4・27条・28条・32条・33条・35条・39条・44条・47条・52条・53条・55条・59条の2・59条の3 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	事後	
令和1年6月28日	I-5-① 部署	健康福祉部 福祉事務所	福祉部 福祉事務所	事後	
令和1年6月28日	I-5-② 所属長の役職名	今井 誠	福祉事務所長	事後	
令和1年6月28日	I-7 請求先	総務部 情報政策課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)	事後	
令和1年6月28日	I-8 連絡先	健康福祉部 福祉事務所	福祉部 福祉事務所	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	評価書の様式改訂に伴い追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の9・10・14・16・18・20・21・24・26・27・28・30・31・37・38・50・53・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・116・119の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条・9条・11条・12条・13条・14条・17条・19条・20条・21条・22条・23条・24条・26条の4・27条・28条・32条・33条・35条・39条・44条・47条・52条・53条・55条・59条の2・59条の3	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の9・10・14・16・18・20・21・24・26・27・28・30・31・37・38・42・50・53・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・116・120の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条・9条・11条・12条・13条・14条・17条・19条・20条・21条・22条・23条・24条・25条・26条の4・27条・28条・32条・33条・35条・39条・44条・47条・52条・53条・55条・59条の2・59条の3	事後	
令和2年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年10月20日	表紙 特記事項	豊中市では、「豊中市個人情報保護条例」に基づいて個人情報保護の対策を実施するとともに、これらの実効性を確保するため情報セキュリティポリシーを作成し、個人情報の漏えい、改ざん、不正アクセス等を防止するための様々な対策に取り組んでいる。 なお、住民情報を取り扱うシステムのデータを保管している電子計算機室を所管する情報政策課においては、国際標準規格に準拠した「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)」を構築し、平成18年にISMS適合性評価制度に基づく「ISO/IEC27001」の認証を取得している。	削除	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の9・10・14・16・18・20・21・24・26・27・28・30・31・37・38・42・50・53・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・116・120の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条・9条・11条・12条・13条・14条・17条・19条・20条・21条・22条・23条・24条・25条・26条の4・27条・28条・32条・33条・35条・39条・44条・47条・52条・53条・55条・59条の2・59条の3	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の9・10・14・16・18・20・21・24・26・27・28・30・31・37・38・42・50・53・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・116・120の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条・9条・11条・12条・13条・14条・17条・19条・20条・21条・22条・23条・24条・25条・26条の4・27条・28条・32条・33条・35条・39条・44条・47条・52条・53条・55条・59条の2・59条の3	事後	
令和3年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	IV 8. 監査	[○]外部監査	[]外部監査	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	I-4-② 法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の9・10・14・16・18・20・21・24・26・27・28・30・31・37・38・42・50・53・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・116・120の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条・9条・11条・12条・13条・14条・17条・19条・20条・21条・22条・23条・24条・25条・26条の4・27条・28条・32条・33条・35条・39条・44条・47条・52条・53条・55条・59条の2の2・59条の3 <p>2. 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 	<p>1. 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の9・10・14・16・18・20・21・24・26・27・28・30・31・37・38・42・50・53・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・113・116・120の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条・9条・11条・12条・13条・14条・17条・19条・20条・21条・22条・23条・24条・25条・26条の4・27条・28条・32条・33条・35条・39条・44条・47条・52条・53条・55条・58条・59条の2の2・59条の3 <p>2. 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 	事後	
令和4年6月29日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部 福祉事務所 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎1階) 電話: 06-6858-2240)	福祉部 福祉事務所 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎1階) 電話: 06-6858-2757)	事後	
令和4年6月29日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月29日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年12月28日	I-1-② 事務の概要		医療扶助オンライン資格確認業務について追記	事前	
令和4年12月28日	I-1-③ システムの名称		⑥医療保険者等向け中間サーバー等、を追記	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	I-4-② 法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の9・10・14・16・18・20・21・24・26・27・28・30・31・37・38・42・50・53・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・113・116・120の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条・9条・11条・12条・13条・14条・17条・19条・20条・21条・22条・23条・24条・25条・26条の4・27条・28条・32条・33条・35条・39条・44条・47条・52条・53条・55条・58条・59条の2の2・59条の3 <p>2. 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 	<p>1. 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の9・10・14・16・18・20・24・26・27・28・30・31・37・38・42・50・53・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・113・116・120の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 第8条・9条・11条・12条・13条・14条・17条・19条・20条・21条・22条・23条・24条・25条・26条の4・27条・28条・32条・33条・35条・39条・44条・47条・52条・53条・55条・58条・59条の2の2・59条の3 <p>2. 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 第19条 	事後	
令和5年6月30日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部 福祉事務所 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎1階) 電話: 06-6858-2757)	福祉部 福祉事務所 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎1階) 電話: 06-6858-2522)	事後	
令和5年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	I-1-② 事務の概要	<p>②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</p> <p>・豊中市福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム（J-LIS）から本人確認情報（基本4情報等）を取得する。</p>	<p>②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</p> <p>・豊中市福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム（J-LIS）から本人確認情報（基本5情報等）を取得する。</p>	事前	
令和6年3月1日	I-4-② 法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠</p> <p>・番号法第19条第8号 別表第二の9・10・14・16・18・20・24・26・27・28・30・31・37・38・42・50・53・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・113・116・120の項</p> <p>・番号法第19条第9号</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条・9条・11条・12条・13条・14条・17条・19条・20条・21条・22条・23条・24条・25条・26条の4・27条・28条・32条・33条・35条・39条・44条・47条・52条・53条・55条・58条・59条の2の2・59条の3</p> <p>2. 情報照会の根拠</p> <p>・番号法第19条第8号 別表第二の26の項</p> <p>・番号法第19条第9号</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条</p>	<p>1. 情報提供の根拠</p> <p>・番号法第19条第8号 別表第二の9・10・14・16・18・20・24・26・27・28・30・31・37・38・42・50・53・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・113・116・120の項</p> <p>・番号法第19条第9号</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条・9条・11条・12条・13条・14条・17条・19条・20条・21条・22条・23条・24条・25条・26条の4・27条・28条・32条・33条・35条・39条・44条・47条・52条・53条・55条・58条・59条の2の2・59条の3</p> <p>2. 情報照会の根拠</p> <p>・番号法第19条第8号 別表第二の26の項及び第1欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄（事務）に「生活保護法による就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務」が含まれる項</p> <p>・番号法第19条第9号</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条</p> <p>（医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する事項の根拠） 生活保護法第80条の4（令和6年3月1日施行）</p>	事前	